

第97期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時



場所

兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社
関西本社会議室（3階）

決議事項

会社提案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）5名選任の件

株主提案

第3号議案 定款一部変更の件（価格適正
化及び収益安定化に向けた特
別委員会の設置）

目次

第97期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	8
事業報告	20
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42

1. 山村グループの基本哲学（フィロソフィ）

基本理念

「事業は人なり」

「商いの基は品質にあり」

「革新なくして未来なし」

存在意義

「人と技術の力で、豊かな社会と快適な生活をつくりだす」

コーポレート・メッセージ

「Heart&Technology」

2. グループ経営ビジョン

「100年先も必要とされる会社」

3. 新中期経営計画（第98期～第100期）

「持続的な成長に向けた飛躍」

経営方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 既存事業セグメントの収益基盤強化② 未来事業創造に向けた準備③ グローバルビジネスの再構築と拡大④ 循環型社会の実現に向けた更なる開発の強化⑤ 従業員が誇りを持って働きたいと思える会社づくり |
|---|

証券コード 5210
2026年6月4日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西向島町15番1

日本山村硝子株式会社

代表取締役 山村 昇
社長執行役員

第97期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第97期定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamamura.co.jp/ir/shareholder>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5210/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本山村硝子」または「コード」に当社証券コード「5210」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2026年6月25日（木曜日）午後5時45分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

後記の議決権行使書用紙のご記入方法のご案内をご確認のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社 関西本社会議室（3階） |

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

- | | | |
|--------|---------------------------------------|---|
| 1.第97期 | (2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで) | 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 2.第97期 | (2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで) | 計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------------------|
| | <会社提案（第1号議案および第2号議案）> |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| | <株主提案（第3号議案）> |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（価格適正化及び収益安定化に向けた特別委員会の設置） |

当 社 取 締 役 会 は 第 3 号 議 案 に 反 対 い た し ま す 。

※株主提案（第3号議案）に係る議案の要領および当社取締役会の意見は、15頁から18頁に記載のとおりです。

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- （2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- （3）インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は環境に配慮して軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項につきましては、当該書面に記載しておりません。

1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」
2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要」
3. 連結計算書類の「連結注記表」
4. 計算書類の「個別注記表」

なお、監査等委員会および会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な株主様は、2026年6月25日（木曜日）午後5時45分までに下記メールアドレスまで株主番号、希望されるサポート内容等をご入力 of うえ、ご連絡をお願い申し上げます。

ご連絡先メールアドレス：NYGsokaisupport@yamamura.co.jp



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時



インターネットで 議決権を行使される場合

後記のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時45分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。郵便事情等により、議決権行使書用紙が期限内に到達しない可能性もありますので、余裕をもってご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時45分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

本株主総会の議案には、当社提案（第1号議案および第2号議案）、株主様の提案（第3号議案）があり、議案の内容は株主総会参考書類に記載のとおりです。

当社取締役会は、株主様の提案である第3号議案には **反対** しております。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合

議決権行使書 日本山村硝子株式会社 御中		議決権の数	私は左記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、以下（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。 2026年6月 日	基準日現在のご所有株式数	株 個
株主総会日 2026年6月26日				議決権の数	株 個
				議決権の数1株元ごとに1個となります。	
会社提案議案		第1号	第2号	株主提案議案	
		賛	賛	賛	
		否	否	否	
		議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。 （ご承認）当社取締役会は株主提案に反対です。 当社意見に賛成いただける場合には、株主提案の「否」の欄に○をつけてください。			
		お 願 い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。 2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使ください。 ① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法 ② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取る、ウェブサイト（ https://evoto.tranfig.jp/ ）に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法 3. 第3号議案において、候補者の一部につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。			
		ログイン用QRコード			
日本山村硝子株式会社					

※議決権行使書用紙はイメージです。

会社提案議案	第1号	第2号		株主提案議案	第3号
	賛	賛	但し		賛
	否	否	を除く		否

こちらに賛否をご記入ください。
賛成の場合≫「賛」の欄に○印
反対の場合≫「否」の欄に○印

※第2号議案で一部の候補者を否認する場合≫「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

次頁のインターネットにより議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

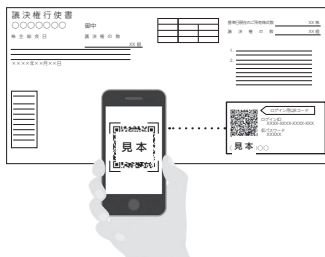
※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛」、株主提案に「否」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第97期の期末配当につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金75円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、802,374,300円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関して、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、異論はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏 名	当社における地位、担当	
1	やまむら こうじ 山村 幸治	取締役会長 取締役会議長	再 任
2	やまむら のぼる 山村 昇	代表取締役 社長執行役員	再 任
3	みょうじん ゆたか 明神 裕	取締役 専務執行役員 ガラスびんカンパニー、エンジニアリングカンパニー管掌	再 任
4	たぐち ともゆき 田口 智之	取締役 常務執行役員 山村ビジネスイノベーション・R&Dセンター長、ニューガラスカンパニー管掌	再 任
5	たぐち よしひろ 田口 義洋	常務執行役員 コーポレート本部管掌	新 任

新 任 新任取締役候補者 再 任 再任取締役候補者

候補者番号

1

やまむら
山村

こうじ
幸治

(1962年9月25日生)

再任		【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】			
所有する当社の株式数 305,000株	取締役在任年数 32年	1991年6月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2003年6月	同社代表取締役社長 最高執行責任者
			管理部長	2005年6月	同社代表取締役社長 最高経営責任者兼最高執行責任者
取締役会出席状況 13/13回		1994年6月	同社取締役 管理本部副本部長	2012年12月	加藤産業株式会社社外監査役（現任）
		1997年7月	同社取締役 管理本部長		日本山村硝子株式会社代表取締役 社長執行役員
		1998年5月	同社常務取締役 管理本部長	2017年6月	同社取締役会長 取締役会議長（現任）
		2000年2月	同社常務取締役 プラスチック事業本部長	2025年4月	
		2002年4月	同社専務取締役		

取締役候補者とした理由

長年、当社の経営トップを務め、経営全般における豊富な経験と実績を有しており、その経験と幅広い見識を活かし、経営を監督する立場として、取締役の役割を果たすことにより、企業価値の向上に寄与するものと判断いたします。

候補者番号

2

やまむら
山村

のぼる
昇

(1966年8月28日生)

再任		【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】			
所有する当社の株式数 180,648株	取締役在任年数 4年	1992年4月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2018年1月	同社プラスチックカンパニー社長
		2002年5月	株式会社山村製壺所代表取締役社長	2018年4月	同社執行役員 プラスチックカンパニー社長
取締役会出席状況 13/13回		2012年4月	日本山村硝子株式会社プラスチックカンパニー事業開発部長	2022年6月	同社取締役 執行役員 プラスチックカンパニー社長
		2013年4月	同社プラスチックカンパニー事業戦略部長	2023年7月	同社取締役 執行役員 プラスチックカンパニー社長、グループサステナビリティ推進部管掌
		2014年4月	同社ガラスびんカンパニー営業本部西部営業部長	2024年4月	同社取締役 専務執行役員 プラスチックカンパニー社長、グループサステナビリティ推進部管掌
		2014年12月	同社ガラスびんカンパニー営業本部副本部長	2025年4月	同社代表取締役 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

プラスチック事業のトップをはじめ、ガラスびん営業部門の要職や製びん子会社のトップを歴任するなど、パッケージ事業全般において豊富で幅広い経験と実績を有しております。また、グループサステナビリティ部門管掌を務め、基本哲学やグループ経営ビジョンを率先して創り上げてきたことから、当社グループ全体の戦略立案と実行を通して企業価値の向上に寄与するものと判断いたします。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

3

みょうじん

明神

ゆたか

裕

(1961年11月15日生)

再任

所有する当社の株式数
30,060株

取締役在任年数
9年

取締役会出席状況
13/13回

〔略歴、地位、担当および重要な兼職の状況〕

1984年 4 月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2019年 1 月	同社取締役 執行役員 サンミゲル山村パッケージング社駐在（同社取締役副社長）
2008年 4 月	同社ガラスびんカンパニー生産本部播磨工場長	2020年10月	同社取締役 執行役員 サンミゲル山村パッケージング社駐在（同社取締役副社長）兼 ガラスびんカンパニー社長
2011年 1 月	同社ガラスびんカンパニー生産本部大阪工場長	2020年12月	同社取締役 執行役員 ガラスびんカンパニー社長
2012年 4 月	同社ガラスびんカンパニー生産本部東京工場長	2022年 4 月	同社取締役 常務執行役員 ガラスびんカンパニー社長
2013年 1 月	同社ガラスびんカンパニー生産本部長	2024年 4 月	同社取締役 専務執行役員 ガラスびんカンパニー社長
2014年 4 月	同社執行役員 ガラスびんカンパニー生産本部長	2025年 4 月	同社取締役 専務執行役員 ガラスびんカンパニー、エンジニアリングカンパニー管掌（現任）
2014年12月	同社執行役員 ガラスびんカンパニー社長		
2017年 6 月	同社取締役 執行役員 ガラスびんカンパニー社長		

取締役候補者とした理由

主力であるガラスびん事業の技術・生産部門の要職を経てトップを歴任する中、同事業における豊富な経験と実績を有していることに加え、海外関係会社の現地経営に携わるなど、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。

候補者番号

4

たぐち

田口

ともゆき

智之

(1963年4月20日生)

再任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】			
所有する当社の株式数 14,679株	1986年4月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2022年6月	日本山村硝子株式会社取締役 執行役員 ニューガラスカンパニー社長
	2008年4月	同社ニューガラスカンパニー社長兼開発部長	2025年4月	同社取締役 常務執行役員 研究開発センター長、ニューガラスカンパニー管掌
	2010年4月	同社ニューガラスカンパニー社長	2026年4月	同社取締役 常務執行役員 山村ビジネスイノベーション・R&Dセンター長、ニューガラスカンパニー管掌（現任）
	2018年4月	同社執行役員 ニューガラスカンパニー社長		
	2020年5月	山村フォトリクス株式会社代表取締役社長		
取締役在任年数 4年				
取締役会出席状況 13/13回				

取締役候補者とした理由

ニューガラス事業において開発部門の要職を経て同事業のトップを務め、同事業子会社の代表取締役社長を歴任するなど、同事業や研究開発における豊富な経験と実績を有しており、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。

候補者番号

5

たぐち

田口

よしひろ

義洋

(1963年2月17日生)

新任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】			
所有する当社の株式数 18,985株	1986年4月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2023年5月	中山運送株式会社代表取締役社長
	2011年7月	山村倉庫株式会社管理カンパニー管理本部長 兼 人事部長	2024年4月	山村ロジスティクス株式会社代表取締役社長、中山運送株式会社取締役（現任）
	2012年4月	山村倉庫株式会社執行役員 管理本部長	2026年4月	日本山村硝子株式会社常務執行役員 コーポレート本部管掌（現任）、山村ロジスティクス株式会社取締役（現任）
	2016年4月	山村ロジスティクス株式会社取締役 管理本部長		
	2020年5月	山村ロジスティクス株式会社常務取締役		
取締役在任年数 一年				
取締役会出席状況 －/－回				

取締役候補者とした理由

物流関連事業子会社の人事・管理部門の要職を経て、同事業子会社の代表取締役社長を歴任する中、同事業における豊富な経験と実績を有していることから、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と面談を行い、その資質や業務状況の観点から検討いたしました。その結果、本議案に異論はありません。
3. 補償契約について
当社は、山村幸治氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は当社が全額負担しております。
当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会のスキルマトリックス

第2号議案が承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

取締役		企業経営	製造・技術 ・研究開発	営業・ マーケティング	人事・ 人材開発	財務・ 会計	法務・ コンプライアンス	国際 ビジネス
山村幸治		○				○		○
山村 昇		○		○				○
明神 裕			○					○
田口智之		○	○					
田口義洋		○			○			
佐貫正義 (常勤監査等委員)						○	○	
高坂佳郁子 (監査等委員)	社外						○	
泉 豊禄 (監査等委員)	社外	○						○
近谷逸郎 (監査等委員)	社外					○	○	

＜株主提案（第3号議案）＞

第3号議案は、株主様1名（株式会社M I 2）からのご提案によるものです。

なお、議題、提案の内容および提案の理由は、議題の号数並びに体裁等の形式的な調整を除き、原文のまま記載しております。

第3号議案 定款一部変更の件（価格適正化及び収益安定化に向けた特別委員会の設置）

[提案の内容]

定款に、「第8章 価格適正化及び収益安定化に向けた特別委員会」を新たに設け、第43条として、下記の条文を追加する。

記

1. 当会社は、取締役会の諮問機関として、担当取締役及び当社が東京証券取引所に独立役員として届け出た社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）2名以上を含む、3名以上の委員で構成される特別委員会を置くものとする。

2. 取締役会は、前項の特別委員会に対し、その職務遂行に必要なかつ相当な範囲で、外部専門家を自ら選任する権限並びに相当な予算を付与する。

3. 特別委員会は、販売価格の継続的な見直し・引き上げの推進に加え、フォーミュラ型契約の導入等による諸元変動に対する収益のボラティリティ抑制策を検討し、事業収益力の向上及び経営の安定化を図るための施策を検討し、その結果を取締役会へ答申するものとする。

4. 取締役会は、前項の答申の内容を、法令及び守秘義務に反しない範囲で公表するものとする。

附則（価格適正化及び収益安定化に向けた特別委員会に関する経過措置）

第1条 第43条3項に定める初回の答申は、同条に係る定款変更の効力発生日から9カ月以内に行うものとする。

第2条 取締役会は、第43条4項に定める公表を、前条の答申を受領した日から起算して7日以内に行うものとする。

第3条 本附則は、前条に定める公表がされた日にこれを削除する。

[提案の理由]

貴社は価格改定により足元利益を改善され、高く評価しております。

一方、ROEは株主資本コストの目安たる8%に未だ距離があり、継続的な利益改善が必要な状況の中、昨今も諸物価高が続き、断続的な取組みだけでは利益確保が困難になりつつあります。一例としてイラン情勢後は主燃源である天然ガスの先物指標は3月平均が2月比で2倍水準に急騰し、このコスト増を自社で背負えば深刻な利益・株主価値毀損となります。

従来通りの価格改定は当然必要ですが、都度の交渉では顧客離反による減収リスクに常に晒されます。フォーミュラ型契約導入を推し進める等で、そもそも諸元変動によるボラティリティを抑制し、諸コスト高から利益を守る事業形態への移行が不可欠であり、ひいては貴社の経営安定性、及び株主価値の維持・向上に寄与すると考えます。

価格転嫁の継続的推進の他、諸元感応度を抑制する事業形態への転換に向け、特別委員会の設置を改めて提案します。

【第3号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第3号議案に 反対いたします。

(反対の理由)

当社は、中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）において、不採算事業からの撤退等の事業構造改革を強力に推進することで、2024年3月期には黒字に転換いたしましたが、その後も事業収益力の向上に継続的に取り組む中、2024年3月期・2025年3月期の損益の見通しをそれぞれ2度にわたって上方修正してきたことに加え、最終年度である2026年3月期についても、目標を上回る利益を達成しております。

また、業績の改善に加えて、株主還元の強化に努めるとともに、ROEは2025年3月期に目標の5%を達成し、2026年3月期も着実に上昇傾向にあります。

2026年5月15日に公表いたしました新中期経営計画（2027年3月期～2029年3月期）では、持続的な成長に向けた飛躍の期間と位置づけ、事業収益力の向上と株主資本コスト低減に向けた取り組みを継続し、中長期の視点で将来成長並びにROE 8%の実現を目指してまいります。

本株主提案にある事業収益力の向上、経営の安定化を図るためには、販売価格の引き上げを含めた年度計画の策定並びに、コスト変動を適切に反映させるための価格改定が重要となりますが、当社グループにおいては、各カンパニー及び子会社が、顧客ごとの販売価格の従前の推移、市場の価格動向、需給バランス等を踏まえた販売価格の全体的な引き上げ幅も考慮して年度計画を策定しております。当社の経営会議体においては、各カンパニー及び子会社の策定した当該計画を集約した全社的な利益目標が審議されております。そして、利益目標決定後においては、目標値を前提とした全体的な引き上げ幅を勘案しつつ、各カンパニー及び子会社の主導のもと、変化する事業環境の中で顧客ごとに異なるアプローチで対話を重ね、その理解を得ながら販売価格の改定を実現しております。そもそも販売価格の引き上げにあたっては顧客との対話が重要であり、このような対話に関しては、日常的に顧客と接し、当該顧客の状況を最もよく把握している各カンパニー及び子会社が主導的に対応するのが適切と考えております。

そうした取り組みを継続する中、定期的に経営会議体において価格改定の進捗状況の報告並びに、モニタリングがなされる仕組みの下で、2026年3月期に関しても年間目標の達成を確認しております。

なお、本株主提案においてはフォーミュラ型契約（原料価格等の変動に連動して、あらかじめ定められた計算式で製品価格が自動的に決定されるタイプの契約）への言及がなされているところ、前述の価格決定プロセスにあるように、販売価格は複合的な要素で決定されるものであり、顧客側の事情を顧みないフォーミュラ型契約の導入は、長期安定的な取引を重要視する日本の商習慣にはそぐわず、顧客からの理解を得づらいのが実態であり、そのような契約の導入を一方向的に推し進めることは、かえって顧客離反、ひいては売上減につながるおそれがあるものと考えております。

したがって、現行の当社の取り組みを今後も継続することこそが事業収益力の向上および経営の安定化という観点からは有益であり、本株主提案に記載されている「価格適正化及び収益安定化に向けた特別委員会」を設置する必要は無いものと判断いたします。また、販売価格の見直し・引き上げ、価格の決定方法は業務執行に関する事項であり、本株主提案にある規定は、会社の根本規範である定款には馴染まないと考えます。

よって、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以上

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付けております。

当社グループの基本哲学（フィロソフィ）に基づき、経営の透明性・公正性を確保したうえで、迅速・果断な意思決定を行うことで、持続的な成長および中長期的な企業価値向上を図るとともに、株主をはじめ顧客・取引先・従業員等の各ステークホルダーの信頼に応える経営を行っていくことを、基本的な考え方としております。

引き続き、取締役会の監督機能のさらなる向上、審議の一層の充実および経営の意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高めてまいります。

事業報告（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調で推移しましたが、物価上昇の継続に加え、中東情勢や金融資本市場の変動の影響等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような中、山村グループでは3ヵ年の中期経営計画の最終年度を迎えました。これからも様々な課題に長期的に挑戦していく事業基盤が肝要であるとの思いをこめて中期経営計画は「成長に向けた事業基盤の整備」をテーマとし、「財務基盤の整備」「既存事業を強化する仕組みづくり」「新しい事業を構築する準備」「循環型社会の実現に向けた開発」「従業員が誇りを持って働き続けたいと思える会社づくり」という5つの経営方針を推進し、グループ一体となって業績向上に取り組んでまいりました。

こうした環境の下、セグメント売上高は、プラスチック容器関連事業、物流関連事業、ニューガラス関連事業、その他事業においては増収となりましたが、ガラスびん関連事業が減収となり、当連結会計年度の連結売上高は72,190百万円（前期比1.6%減）と減収となりました。

利益につきましては、連結営業利益は3,772百万円（前期比21.4%増）と増益となりました。また、海外関連会社の増益により、持分法による投資利益は740百万円（前期比562.9%増）となり、連結経常利益は4,388百万円（前期比36.5%増）と増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、3,269百万円（前期比17.9%増）と増益となりました。

事業セグメント別の業績は以下のとおりです。

なお、当社グループでは、株主資本コストを上回るROEの確保を図り企業価値向上を目指す中で、より明確なモニタリングを行うため、当連結会計年度より、物流関連事業の一部をガラスびん関連事業に変更しております。また、前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

① ガラスびん関連事業

ガラスびん関連事業では、国内ガラスびんの価格改定および品種構成の影響による販売単価の上昇、並びに製びん関連設備等の売上増加があったものの、国内ガラスびんの出荷量の減少等により、セグメント売上高は45,189百万円（前期比4.4%減）と減収となりました。セグメント利益は、製びん関連設備の売上増加やガラスびん販売単価の上昇、減価償却費等の減少により、2,883百万円（前期比28.2%増）と増益となりました。

② プラスチック容器関連事業

プラスチック容器関連事業では、国内における飲料用キャップの出荷の増加や中国での販売が増加したこと等により、セグメント売上高は8,520百万円（前期比3.0%増）と増収となりました。セグメント利益は、販売量の増加や販売量増に伴う生産増による良化があったものの、中国の子会社の生産規模拡大のための工場移転に伴う土地賃借料等の製造固定費が増加したこと等により、491百万円（前期比12.8%減）と減益となりました。

③ 物流関連事業

物流関連事業では、新規業務の増加や価格改定の実施等により、セグメント売上高は14,785百万円（前期比1.9%増）と増収となりました。セグメント利益は、増収による増益に加え、配送効率の改善によるコスト削減等により、795百万円（前期比19.8%増）と増益となりました。

④ ニューガラス関連事業

ニューガラス関連事業では、電子部品用ガラスや半導体向けガラスセラミックス製品等の出荷が堅調に推移し、また、価格改定効果もあり、セグメント売上高は3,522百万円（前期比13.3%増）と増収となりました。セグメント利益は、増収による増益効果やコスト削減等の損益改善により、434百万円（前期比79.2%増）と増益となりました。

その他事業の植物事業では、セグメント売上高は173百万円（前期比0.5%増）、セグメント利益は△212百万円の損失（前期は△307百万円の損失）となりました。

（２）対処すべき課題

当社グループは基本理念として「事業は人なり」「商いの基は品質にあり」「革新なくして未来なし」を掲げております。そして基本理念、存在意義「人と技術の力で、豊かな社会と快適な生活をつくりだす」、コーポレート・メッセージ「Heart & Technology」からなる山村グループの基本哲学（フィロソフィ）を定めております。この基本哲学を組織全体に浸透させ社会的責任を果たし持続的な成長を実現することにより、株主・取引先・社員・地域社会の信頼と期待にお応えできると確信しております。

当社グループは、「グループ経営ビジョン」を「100年先も必要とされる会社」としており、これからも様々な課題に長期的に挑戦していくために、2026年4月からの3ヵ年の新中期経営計画では「持続的な成長に向けた飛躍」をテーマとして策定しております。新中期経営計画では以下の5つの経営方針を推進してまいります。

- （ⅰ）既存事業セグメントの収益基盤強化
- （ⅱ）未来事業創造に向けた準備
- （ⅲ）グローバルビジネスの再構築と拡大
- （ⅳ）循環型社会の実現に向けた更なる開発の強化
- （ⅴ）従業員が誇りを持って働きたいと思える会社づくり

上記の経営方針に基づき、次のとおり課題達成に向けて努力してまいります。

① ガラスびん関連事業

国内ガラスびん市場は、少子高齢化による人口減少や他素材容器への転換等による需要減が見込まれています。さらに原燃料や物流費高騰の影響によるコスト上昇は今後も続くものと予測されます。ガラスびん関連事業は品質確保や安定供給のために実施する溶解窯の更新が必要ですが、更新費用も上昇しているため、更新後は減価償却費の増加が見込まれます。このような状況において、山村グループの主力事業として国内外グループ各社との連携を強化しながら収益力強化に取り組んでまいります。そのため変動する需給バランスに対応した最適な生産販売体制を構築してまいります。また、生産支援システムや省人化設備の導入拡大等の継続により人材不足対策に取り組んでまいります。開発分野に関しましては、多様化する市場と環境面のニーズに応えるため、高付加価値品の開発や脱炭素社会に向けた技術開発に取り組んでまいります。

② プラスチック容器関連事業

国内のプラスチックキャップ事業では、市場と顧客の動向を注視し、スピーディで効率のよい生産体制を構築してまいります。プラスチック環境問題に対しては環境に配慮した製品の開発や、ペットボトルキャップのリサイクル活動を企業、自治体、学校等とも協力しながら推進してまいります。また、中東情勢の緊迫化により原料および各種資材の供給不足や価格高騰による製造コストの上昇が予想されますが、サプライチェーン最適化により安定調達やコスト抑制を図り、収益力の強化に取り組んでまいります。海外においては、子会社や提携先との連携によりアジアでの販売強化を目指してまいります。

③ 物流関連事業

物流関連事業では、幅広い事業範囲で蓄積したノウハウを活かしながら、既存事業拡大と新規顧客の獲得に取り組んでまいります。さらに、グループ内の相乗効果による新規業務の受託や、物流機能全般を一括して請け負う３ＰＬ（サード・パーティー・ロジスティクス）事業の拡大を視野に入れた営業活動により利益体質の強化を進めてまいります。また、今後の事業拡大に対応するためのコア人材の確保と育成強化にも努めてまいります。

④ ニューガラス関連事業

ニューガラス関連事業では、世界情勢や市場の変動の激しい中、当社の主力分野である半導体周辺のエレクトロニクス関連、燃料電池等の環境エネルギー関連およびインフラ関連において営業活動強化や生産技術開発に取り組み、グローバルに事業の拡大を目指してまいります。特に半導体分野においては、台湾パートナーとの技術連携を通じて、半導体向け大面積ガラスセラミック基板の開発を加速し、次世代半導体材料分野へ進出してまいります。また、人員不足対応として自動化を推進し、更なる生産性向上に取り組んでまいります。

⑤ その他事業

その他事業の植物事業では、生産性の改善と営業力強化による事業拡大を推進してまいります。また、機能性野菜の品種や栽培方法等の研究開発を継続し発展させてまいります。

・海外事業におきましては、経済成長が見込まれるアジア地域を中心に、当社および当社の関係会社等を通じ業容の拡大を進めてまいります。

・研究開発センター（2026年4月1日付で山村ビジネスイノベーション・R＆Dセンターに改称）におきましては、新規技術開発として産官学連携等を活用した技術開発を進めております。医療、半導体・エレクトロニクス、エネルギー分野等において新たな収益源となるよう製品化を目指し、新規事業を早期に立ち上げできるように取り組んでまいります。

山村グループは全社をあげて課題に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当社は、設備投資資金として4,600百万円を長期借入金、および無担保社債の発行により調達いたしました。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は6,129百万円であり、その主なものは次のとおりです。

当 社	東 京 工 場	ガラスびん溶解窯更新・生産設備新設
	播 磨 工 場	ガラスびん生産設備更新
	関 西 本 社	ソフトウェア更新

(5) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 94 期 (2023年3月期)	第 95 期 (2024年3月期)	第 96 期 (2025年3月期)	第 97 期 (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	68,138	72,874	73,337	72,190
営 業 損 益 (百万円)	△142	4,452	3,108	3,772
経 常 損 益 (百万円)	△2,957	6,059	3,215	4,388
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 益 (百万円)	△3,007	12,261	2,772	3,269
1 株当たり当期純損益 (円)	△294.52	1,200.73	271.54	319.88
総 資 産 (百万円)	87,599	94,144	94,853	97,497
純 資 産 (百万円)	37,488	51,593	54,377	56,367
自 己 資 本 利 益 率 (%) (R O E)	△7.79	27.62	5.22	5.86

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
山村ロジスティクス株式会社	20	100.0	倉庫業・運送業
山 村 倉 庫 株 式 会 社	20	100.0	倉庫業・運送業
S E I S H O 株 式 会 社	18	100.0	ガラスびん、日用品の仕入・販売
中 山 運 送 株 式 会 社	20	100.0	倉庫業・運送業
山村フォトニクス株式会社	50	100.0	電気・電子機器用ガラス部品の製造・販売
山村プラスチックプロダクツ株式会社	20	100.0	プラスチックキャップ等の製造
株 式 会 社 山 村 製 壺 所	50	100.0	ガラスびんの製造・販売
山村J R貨物きらベジステーション株式会社	100	51.0	農産物の生産・加工・販売
展誠(蘇州)塑料製品有限公司	836	100.0	プラスチックキャップの製造・販売
山村インターナショナル・タイランド	40	74.0	ガラスびん等の仕入・販売

(7) 主要な事業内容

事 業 内 容	主 要 製 品 等
ガ ラ ス び ん 関 連 事 業	ガラスびん、製びん機、搬送装置等
プ ラ ス チ ッ ク 容 器 関 連 事 業	プラスチック容器
物 流 関 連 事 業	輸送・保管、構内作業等
ニ ュ ー ガ ラ ス 関 連 事 業	エレクトロニクス用ガラス、ガラス部品
そ の 他 事 業	農産物

(8) 主要な営業所および工場

当 社	関 西 本 社	兵庫県尼崎市西向島町15番 1	
	東 京 本 社	東京都新宿区西新宿 6 丁目14番 1 号	
	営 業 所	東 部 営 業 部	(東京都新宿区)
		西 部 営 業 部	(尼崎市)
		西 日 本 営 業 所	(福岡市)
	工 場	ガ ラ ス び ん	東京工場 (相模原市)
			埼玉工場 (熊谷市)
			播磨工場 (兵庫県加古郡)
		プラスチック容器	関西プラント (兵庫県加古郡)
			宇都宮プラント (宇都宮市)
		ニ ュ ー ガ ラ ス	鳴尾浜プラント (西宮市)
			尼崎プラント (尼崎市)
		エンジニアリング	(尼崎市)
子 会 社	山村ロジスティクス株式会社	本 社	(尼崎市)
	山 村 倉 庫 株 式 会 社	本 社	(尼崎市)
	S E I S H O 株 式 会 社	本 社	(東京都港区)
	中 山 運 送 株 式 会 社	本 社	(茨木市)
	山村フォトニクス株式会社	本 社 ・ 工 場	(横浜市)
	山村プラスチックプロダクツ株式会社	本 社	(尼崎市)
	株 式 会 社 山 村 製 壘 所	本 社 ・ 工 場	(西宮市)
	山村J R 貨物ぎらベジステーション株式会社	本 社 ・ 工 場	(福井県大飯郡)
	展 誠 (蘇 州) 塑 料 製 品 有 限 公 司	本 社 ・ 工 場	(中華人民共和国)
	山村インターナショナル・タイランド	本 社	(タイ)

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比
ガラスびん関連事業	867名	7名増
プラスチック容器関連事業	213	3名増
物流関連事業	575	15名増
ニューガラス関連事業	142	7名減
その他の事業	13	1名増
全社（共通）	74	1名減
合計	1,884	18名増

(注) 当連結会計年度より、物流関連事業の一部をガラスびん関連事業に変更したため、前連結会計年度末比較増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
773名	23名増	44.8歳	21.2年

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高(百万円)
シンジケートローン（注）	7,179
株式会社三菱UFJ銀行	5,184
株式会社三井住友銀行	3,000

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするものです。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,145,249株（前期末比 増減なし）
- (3) 当事業年度末の株主数 11,044名（前期末比 3,778名増）
- (4) 上位10名の株主

当事業年度末の株主名簿に基づく大株主（上位10名）は、次のとおりです。

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本山村硝子取引先持株会	775	7.25
M U R A K A M I T A K A T E R U	506	4.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与 E S O P 信託口・8 0 1 3 1 口）	477	4.46
株式会社三井住友銀行	425	3.97
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	414	3.87
山村幸治	305	2.85
日本山村硝子従業員持株会	271	2.54
株式会社三菱 U F J 銀行	229	2.14
三菱 U F J 信託銀行株式会社	227	2.13
サッポロホールディングス株式会社	188	1.76

- (注) 1. 当社は、2026年3月31日現在、自己株式を446千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口・8 0 1 3 1 口）が保有する当社株式は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	山 村 幸 治	会長 取締役会議長 加藤産業株式会社 社外監査役
代 表 取 締 役	山 村 昇	社長執行役員
取 締 役	小 林 史 吉	専務執行役員 環境室、コーポレート本部およびプラスチックカンパニー管掌
取 締 役	明 神 裕	専務執行役員 ガラスびんカンパニーおよびエンジニアリングカンパニー管掌
取 締 役	田 口 智 之	常務執行役員 研究開発センター長およびニューガラスカンパニー管掌
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	佐 貫 正 義	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 坂 佳 郁 子	弁護士法人色川法律事務所 社員弁護士 アジア太平洋トレードセンター株式会社 社外監査役 東洋炭素株式会社 社外取締役 株式会社ファルコホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	泉 豊 禄	ハクスイテック株式会社 代表取締役社長 アイアンドエフ・ビルディング株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	近 谷 逸 郎	青陵法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)高坂佳郁子氏、取締役(監査等委員)泉豊禄氏、取締役(監査等委員)近谷逸郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 2025年6月26日開催の第96期定時株主総会において、新たに佐貫正義氏、近谷逸郎氏が取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。
3. 2025年6月26日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)水田好彦氏、取締役(監査等委員)井上善雄氏は退任いたしました。
4. 取締役(監査等委員)高坂佳郁子氏は当社の顧問契約先である弁護士法人色川法律事務所の社員弁護士ですが、同事務所と当社との間における取引高は僅少(当該事務所の年間売上高に占める割合は1%未満)であり、独立性が確保されているものと判断しております。また、兼職先であるアジア太平洋トレードセンター株式会社、東洋炭素株式会社および株式会社ファルコホールディングス

と当社との間に、特別な関係はありません。

5. 取締役（監査等委員）泉豊禄氏の兼職先であるハクスイテック株式会社およびアイアンドエフ・ビルディング株式会社と当社との間に、特別な関係はありません。
6. 取締役（監査等委員）近谷逸郎氏の兼職先である青陵法律事務所と当社との間に、特別な関係はありません。
7. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、佐貫正義氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 取締役（監査等委員）佐貫正義氏は、長年にわたり当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
9. 2026年3月31日現在、当社は、取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏、取締役（監査等委員）泉豊禄氏、取締役（監査等委員）近谷逸郎氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（２）取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	186 (－)	124 (－)	62 (－)	－ (－)	5 (－)
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	30 (17)	30 (17)	－ (－)	－ (－)	6 (4)
合 計 （うち、社外取締役）	216 (17)	154 (17)	62 (－)	－ (－)	11 (4)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人分給与相当額（賞与を含む）を23百万円支給しております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2025年6月26日に開催された定時株主総会の決議により年額200百万円以内（決議時の員数5名）としており、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同定時株主総会の決議により年額50百万円以内（決議時の員数4名）としております。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の決定方針については「（３）取締役の報酬等の決定方針」に記載のとおりです。なお、当事業年度を含む連結営業利益および連結ＲＯＥの推移は、「１．企業集団の現況に関する事項（５）企業集団の財産および損益の状況」に記載のとおりです。

(3) 取締役の報酬等の決定方針

取締役（監査等委員を除く。以下同様）の報酬については、取締役会で決議された「取締役報酬規則」により算定方法を定めており、固定報酬、株価連動型報酬および業績連動報酬とで構成しております。これらの報酬は基本報酬月額を基礎として算定いたします。基本報酬月額は、役位に応じて金額を定めた基準により決定いたします。

固定報酬である月例報酬については、各取締役の基本報酬月額に個人別評価係数を乗じて個人別の金額を決定し、支給いたします。株価連動型報酬については、各取締役の基本報酬月額に役位別係数を乗じた額を金銭報酬として決定し、役員持株会を通して市場から自社株式を取得いたします。

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、取締役会の決議により定めた基準に基づき、各取締役の基本報酬月額に連動係数を乗じて個人別の業績連動報酬を決定し、翌事業年度に支給いたします。取締役賞与は原則として支給いたしません。連動係数は、各事業年度の連結営業利益を基礎として業績評価を加味して算出いたします。業績評価は連結ROEの目標達成率と連結営業利益の目標達成率により評価いたします。この指標は、企業価値の持続的向上と事業計画の確実な達成を促すために採用したものです。業務執行役員の個人別の業績連動報酬は40百万円を限度といたします。また業績指標が基準に満たない場合、業績連動報酬は支給いたしません。

業績連動報酬は業績により変動するため、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等との支給割合は定めておりません。

取締役の個人別の報酬額については、取締役会からの委任を受けた指名・報酬委員会が決定いたします。委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会にて審議、決定することにより、公正性・透明性・客観性が担保されるものと判断しております。この指名・報酬委員会への委任については、取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」にて定めております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬総額の限度内において、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

(4) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏は、取締役会13回、監査等委員会13回および指名・報酬委員会9回の全てに出席いたしました。独立した立場から、弁護士としての幅広い知見と豊富な経験に基づき、議案の審議において法務的な観点から重要な項目にかかる留意点の助言や事業リスクへの対応についての的確な指摘を行うなど、業務執行に対して適切な監督を行っております。また監査等委員として取締役、執行役員との面談や会計監査人とのコミュニケーション等を踏まえ、グループガバナンス強化に資する助言を行っております。さらに指名・報酬委員会において、的確な意見とともに、当社取締役人事（指名・報酬）について客観的・中立的な立場で検討を行う等、当社の経営全般に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

取締役（監査等委員）泉豊禄氏は、取締役会13回、監査等委員会13回および指名・報酬委員会9回の全てに出席いたしました。独立した立場から、企業経営者としての豊富な経験に基づき、海外拠点に係る管理や運営状況について実務経験を踏まえた助言を行っております。経営戦略の検討に有益な指摘を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また監査等委員として取締役、執行役員との面談や会計監査人とのコミュニケーション等を踏まえ、グループガバナンス強化に資する助言を行っております。さらに指名・報酬委員会において、経験に基づく貴重な意見とともに、当社取締役人事（指名・報酬）について客観的・中立的な立場で検討を行う等、当社の経営全般に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

取締役（監査等委員）近谷逸郎氏は、2025年6月26日就任以降に開催された取締役会10回、監査等委員会10回および指名・報酬委員会6回の全てに出席いたしました。独立した立場から、弁護士としての幅広い知見と豊富な経験に基づき、法務的な観点から留意点を助言し、また投資案件の検討時には金融機関の実務経験も踏まえた助言を行うなど、業務執行に対して適切な監督を行っております。また監査等委員として取締役、執行役員との面談や会計監査人とのコミュニケーション等を踏まえ、グループガバナンス強化に資する助言を行っております。さらに指名・報酬委員会において、的確な意見とともに、当社取締役人事（指名・報酬）について客観的・中立的な立場で検討を行う等、当社の経営全般に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社は、2015年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が各取締役（監査等委員）との間で締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

(6) 補償契約に関する事項

当社は、取締役山村幸治氏および取締役小林史吉氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(7) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者であり、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	69百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち一部の在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号所定の事由に該当し、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合において、監査等委員による協議の結果、解任を相当と判断したときは、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会が、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認めたとき、または会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決議し、取締役会は、当該決議に基づき、当該案件を株主総会に提出いたします。

(備考) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	40,315	流 動 負 債	20,084
現 金 及 び 預 金	11,152	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,786
受取手形、売掛金及び契約資産	19,633	短 期 借 入 金	4,271
商 品 及 び 製 品	6,563	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	328
仕 掛 品	372	未 払 金	4,121
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,781	未 払 法 人 税 等	592
前 払 費 用	182	未 払 消 費 税 等	315
そ の 他	717	未 払 費 用	1,037
貸 倒 引 当 金	△87	賞 与 引 当 金	880
固 定 資 産	57,181	役 員 賞 与 引 当 金	51
有 形 固 定 資 産	27,620	製 品 保 証 引 当 金	3
建 物 及 び 構 築 物	5,625	訴 訟 損 失 引 当 金	21
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	9,945	そ の 他	674
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,284	固 定 負 債	21,045
土 地	10,415	社 債	1,828
建 設 仮 勘 定	349	長 期 借 入 金	15,273
無 形 固 定 資 産	1,655	リ ー ス 債 務	452
そ の 他	1,655	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,598
投 資 そ の 他 の 資 産	27,905	株 式 給 付 引 当 金	42
投 資 有 価 証 券	3,335	繰 延 税 金 負 債	185
関 係 会 社 株 式	22,174	そ の 他	662
関 係 会 社 出 資 金	103	負 債 合 計	41,129
長 期 貸 付 金	435	(純 資 産 の 部)	
長 期 前 払 費 用	89	株 主 資 本	52,845
退 職 給 付 に 係 る 資 産	906	資 本 金	14,074
繰 延 税 金 資 産	492	資 本 剰 余 金	16,592
そ の 他	818	利 益 剰 余 金	23,713
貸 倒 引 当 金	△451	自 己 株 式	△1,534
資 産 合 計	97,497	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,931
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,450
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	356
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,445
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△320
		非 支 配 株 主 持 分	△409
		非 支 配 株 主 持 分	△409
		純 資 産 合 計	56,367
		負 債 純 資 産 合 計	97,497

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		72,190
売上原価		57,206
売上総利益		14,984
販売費及び一般管理費		11,211
営業利益		3,772
営業外収益		1,388
受取利息	39	
受取配当金	67	
持分法による投資利益	740	
その他の	541	
営業外費用		773
支払利息	293	
貸倒引当金繰入額	250	
租税公課	88	
その他の	140	
経常利益		4,388
特別利益		179
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	175	
特別損失		117
固定資産廃棄損	117	
税金等調整前当期純利益		4,451
法人税、住民税及び事業税		796
法人税等調整額		369
当期純利益		3,284
非支配株主に帰属する当期純利益		14
親会社株主に帰属する当期純利益		3,269

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日 期首残高	14,074	16,592	22,369	△1,530	51,505
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,925		△1,925
親会社株主に帰属する当期純利益			3,269		3,269
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,343	△3	1,340
2026年3月31日 期末残高	14,074	16,592	23,713	△1,534	52,845

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年4月1日 期首残高	1,104	108	2,513	△449	3,276	△405	54,377
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,925
親会社株主に帰属する当期純利益							3,269
自己株式の取得							△3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	346	247	△68	129	654	△4	650
連結会計年度中の変動額合計	346	247	△68	129	654	△4	1,990
2026年3月31日 期末残高	1,450	356	2,445	△320	3,931	△409	56,367

(備考) 当連結計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	31,088	流 動 負 債	17,979
現金及び預金	7,723	買掛金	5,327
受取手形、売掛金及び契約資産	11,721	短期借入金	2,545
電子記録債権	3,721	1年内返済予定の長期借入金	4,200
商品及び製品	5,640	1年内償還予定の社債	328
仕掛品	259	リース債権	117
原材料及び貯蔵品	1,291	未払法人税等	332
前払費用	43	未払事業税等	298
短期貸付金	284	未払消費税等	63
未収入金	127	未払費用	71
その他の金	333	未払引当金	325
貸倒引当金	△57	契約引当金	144
固 定 資 産	49,858	預賞与引当金	120
有 形 固 定 資 産	24,739	設備関係未払金	622
建物	4,393	製品保証の引当金	3,461
構築物	460	その他	3
機械及び装置	8,704	固定負債	18,849
車両運搬具	8	社長期借入金	1,828
工具、器具及び備品	1,015	リース負債	14,380
土地	9,819	退職給付引当金	179
建設仮勘定	338	退職給付引当金	2,010
無 形 固 定 資 産	1,628	株関係会社事業損失引当金	33
ソフトウェア	275	その他	50
その他の金	1,353	その他	366
投資その他の資産	23,490	負 債 合 計	36,828
投資有価証券	3,157	(純 資 産 の 部)	
関係会社株	17,657	株 主 資 本	42,682
関係会社出資金	940	資本剰余金	14,074
長期貸付金	433	資本剰余金	17,229
関係会社長期貸付金	1,035	資本準備金	17,229
長期前払費用	58	利益剰余金	12,913
前払年費	490	その他利益剰余金	12,913
繰延税金資産	362	固定資産圧縮積立金	815
その他の金	311	繰越利益剰余金	12,097
貸倒引当金	△956	自己株式	△1,534
		評価・換算差額等	1,434
		その他有価証券評価差額金	1,437
		繰延ヘッジ損益	△3
資 産 合 計	80,946	純 資 産 合 計	44,117
		負 債 純 資 産 合 計	80,946

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上高			47,393
売上原価			36,068
売上総利益			11,324
販売費及び一般管理費			9,316
営業利益			2,008
営業外収益			1,650
受取利息		66	
受取配当金		1,046	
その他の		537	
営業外費用			840
支払利息		302	
その他の		537	
経常利益			2,819
特別利益			175
投資有価証券売却益		175	
特別損失			111
固定資産廃棄損		111	
税引前当期純利益			2,883
法人税、住民税及び事業税			207
法人税等調整額			318
当期純利益			2,357

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書
(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 本 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
			固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2025年 4 月 1 日 期首残高	14,074	17,229	867	11,614	△1,530	42,255
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩			△51	51		－
剰余金の配当				△1,925		△1,925
当期純利益				2,357		2,357
自己株式の取得					△3	△3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	－	－	△51	482	△3	427
2026年 3 月31日 期末残高	14,074	17,229	815	12,097	△1,534	42,682

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
2025年 4 月 1 日 期首残高	1,095	△250	844	43,099
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△1,925
当期純利益				2,357
自己株式の取得				△3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	342	247	589	589
事業年度中の変動額合計	342	247	589	1,017
2026年 3 月31日 期末残高	1,437	△3	1,434	44,117

(備考) 当計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 花谷 徳雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大橋 盛子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本山村硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 花谷 徳雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 盛子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

日本山村硝子株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 佐 貫 正 義 ㊞

監 査 等 委 員 高 坂 佳 郁 子 ㊞

監 査 等 委 員 泉 豊 禄 ㊞

監 査 等 委 員 近 谷 逸 郎 ㊞

(注) 監査等委員高坂佳郁子、監査等委員泉豊禄及び監査等委員近谷逸郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

会場ご案内図

兵庫県尼崎市西向島町15番1

場所 **日本山村硝子株式会社 関西本社会議室（3階）**

電話 06-4300-6000（代）



**日本山村硝子(株)
関西本社**



※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

■ 阪神電鉄 出屋敷駅下車 徒歩 6 分

（東改札口を出て、出屋敷線を南にお進みください）

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。